

第 3 次丹波市人権施策基本方針第 3 章の記載内容（案）

第 3 章は、タイトルを「人権施策の基本姿勢」として、「1. 人権教育・人権啓発の推進」、「2. 相談・支援の充実」について記載します。

1. 人権教育・人権啓発の推進（案）

本方針の基本理念である「一人ひとりの人権と安全・安心が保障され、幸せに暮らせる社会の実現」に向けては、市民一人ひとりが多様な人権問題を正しく理解し、人権に関する豊かな感覚と問題意識を持ちながら、その解決に取り組む必要があります。

このため、家庭、地域、学校、職場といった市民生活のあらゆる場を通して、人権教育・人権啓発を行い、人権感覚の涵養を図ります。

【構成（案）】

1. 人権教育の推進

- ①学校等における人権教育の推進
 - （1）就学前における教育
 - （2）小・中学校における人権教育
- ②社会教育における人権教育の推進
 - （1）家庭における人権教育
 - （2）地域における人権教育
 - （3）企業（職場）等における人権教育

2. 人権啓発の推進

- ①市民への啓発
- ②企業（職場）等への啓発

3. 特定の職業従事者の人権教育・人権啓発・研修

- ①市職員
- ②教育関係職員
- ③医療・保健・福祉関係者
- ④消防職員
- ⑤その他

2. 相談・支援の充実（案）

高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待や権利侵害、女性に対するドメスティック・バイオレンス（DV）、職場等におけるハラスメントなどが発生しています。

市民が人権に関する問題に直面した時や人権が侵害された時には、専門的な助言や支援によって早期に解決される必要があります。

このため、人権を侵害されている人の相談を受け止め、寄り添いながら支援し、相談機関や関係機関相互の連携により、解決や救済に繋げることができるよう相談・支援の充実に取り組みます。

【構成（案）】

1. 相談・支援の充実
2. 相談窓口の周知
3. 相談機関相互の連携